

川崎市防災会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市防災会議条例（昭和38年川崎市条例第14号）第6条の規定に基づき、川崎市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(専決処分)

第4条 第2条の規定にかかわらず緊急を要し会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にその旨報告し承認を求めらるものとする。

(部会)

第5条 会議に、専門委員により組織される部会を置くことができる。

2 部会に、部会長を置き、会長の指名した専門委員がこれにあたる。

3 部会は、部会長が招集する。

(幹事会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、幹事会を招集することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、川崎市危機管理本部危機管理部が処理する。

(その他)

第9条 その他必要な事項は、その都度会議にはかって決定する。

附 則

この要綱は、昭和38年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。